

考え方に基づき基本構想、基本計画及び実施計画の3層構造にされていました。

ア 基本構想…行政運営の基本的な理念や方向性や目標を示し、町民、議会、町が共有すべきもの（公共計画）で、議会議決が必要。計画期間10年間。

※全国的には、計画期間は10年間が多く、15～30年間のものもあります。

イ 基本計画…基本構想に基づき実施する施策を示し、町長の政策を反映させるべきもので、**白石町議会基本条例施行以前は**町長が策定し（行政計画）、議会議決は不要とされていました。（町議会への説明はあり。）当初の計画期間は10年間。計画期間中途の平成22年度に後期基本計画として見直し。

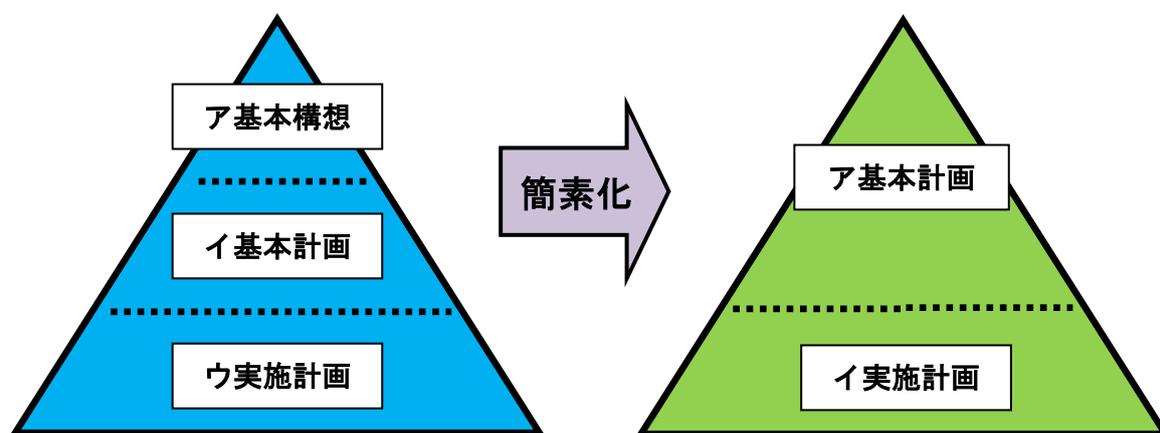
※全国的には、前期5年間、後期5年間の計10年間が多く、基本構想と同じ期間にするところもあります。

ウ 実施計画…基本構想や基本計画に基づき実施する具体的な事業を示すもので、町長が策定（行政計画）し、議会議決は不要。（町議会への説明はあり。）計画期間は、3年間のローリング方式（現状と計画のズレを補うために、毎年度計画の更新を行い、事業の見直しや一部修正により調整すること。）

※全国的には、3年間ローリング方式が多く採用されています。

また、他の市町村の総合計画では、「現在の課題」、「基本理念」、「基本的な考え方」、「将来都市像」、「めざすまちの姿」、「まちづくりの目標」、「施策の大綱」、「基本方針」など、たくさんの記述があり、非常に難解になっています。また、非常にページ数も多いため、わざわざ概要版を作成することなどが行われています。

以上のことや2で述べた地方自治法の改正なども考慮して、第2次白石町総合計画においては、基本構想と基本計画を一体化した基本計画と実施計画の2層構造として、構造及び内容を簡素化します。基本計画は、町議会に提案し、議決を受けます。



②計画期間の見直し

現行総合計画の計画期間は平成18年度から平成26年度までの9年間でしたが、この間にリーマンショックや政権の交代による大幅な政策の変更、東日本大震災などをはじめとする大規模災害の発生など、従来予期しなかった事象も発生しており、社会情勢の変化や各種法制度などの改正も激しいものとなっています。

こうした変化に対応することや町長の任期と連動させるために、第2次白石町総合計画の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。ただし、計画期間中に、大きな社会情勢の変化や計画と現実との大きな乖離がある場合や町長の交代など、必要な場合には計画期間中でも見直しができることとします。

なお、総合計画には中長期的な計画期間が求められることもありますが、本町の総合計画では、白石町の目指す姿（基本理念）の実現に向かって、この計画期間の6年間に行う方策を明らかにするものです。

また、第3次白石町総合計画以降については、4年間とする予定ですが、第2次白石町総合計画の進捗状況などを見ながら検討します。

実施計画の計画期間は、**3～6年間のローリング方式**とします。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
白石町長任期			← H25年2月～H29年1月 →			← H29年2月～H33年1月 →			← H33年2月～H37年1月 →					
総合計画年次				← 第2次総合計画 →					← 第3次総合計画 →					

③取組の明確化

現行の総合計画では、個々の事務事業が、400以上もあり、膨大なものになってしまうことや、国県補助事業などの事業名が2～3年で変わってしまうもの、1・2年だけ実施される事業もあるため、主要部分の取組についてのみ記載していましたが、全体的な取組が見えにくいところがありました。

また、平成18年度以降の予算要求の際にも総合計画上の位置付けを確認することになっていましたが、総合計画に記載のない事務事業もありました。

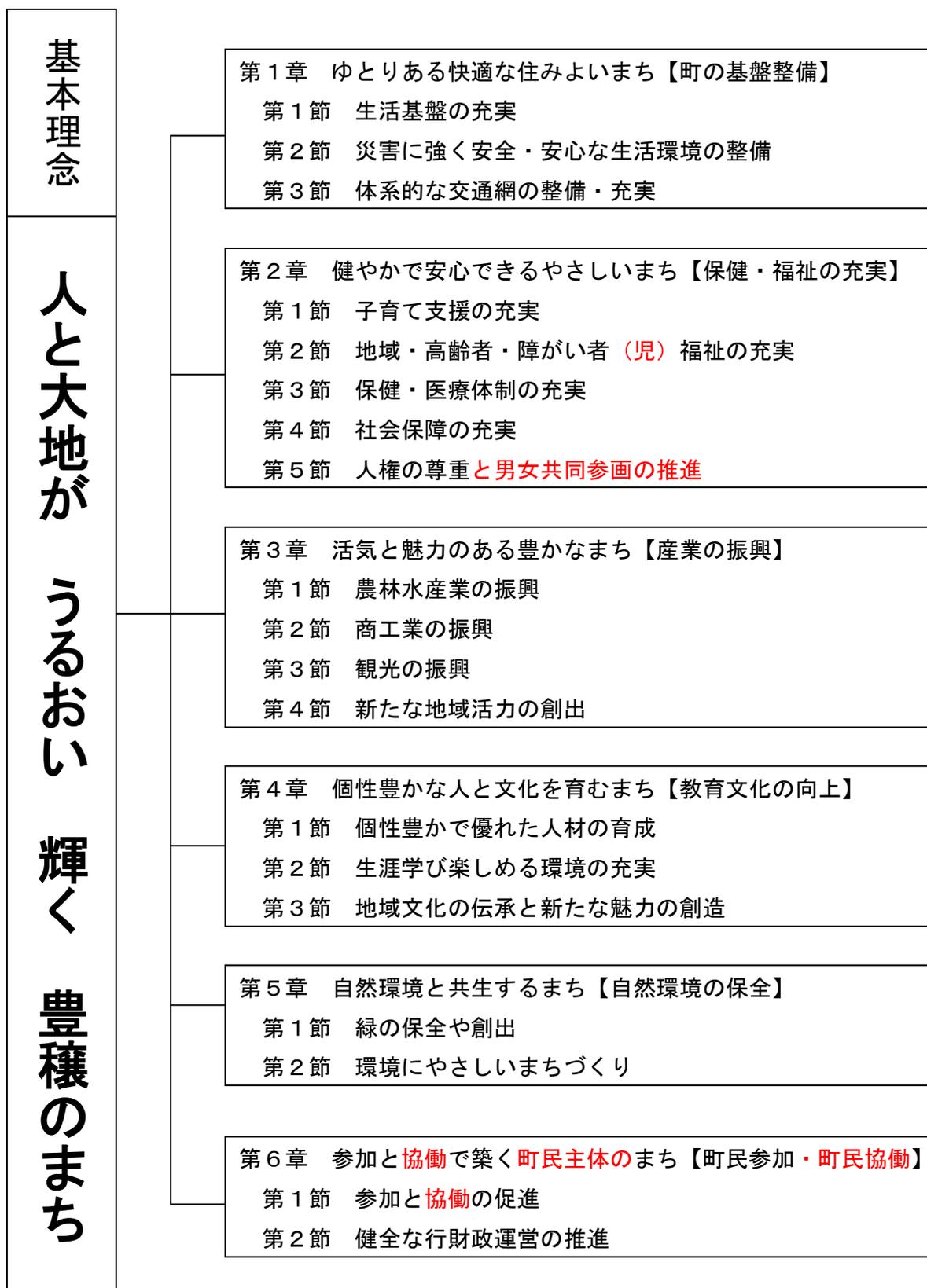
以上のことから、第2次白石町総合計画では、各分野毎に全体的な取組を網羅するように、『主な取組』の記載項目を増やしています。

④見やすく、分かりやすい内容

長文になりがちな文章形式から、なるべくコンパクトな箇条書き方式で、分かりやすい言葉で記します。また、一々別ページの用語説明をめくる必要がないように、なるべく（ ）書きや同じページ内で説明します。

第3 まちづくりの大綱

基本理念である、『人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち』の実現のために、まちづくりの大綱を定めます。



第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

第1節 生活基盤の充実

《現況と課題》

- 人口減少が進行しています。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略等の策定とその実践が求められています。
- 農業振興地域であり、町の基幹産業である農業の振興のため、農地の保全が必要です。
- 定住促進対策としての住宅地や事業用地の確保が必要です。
- 有明海沿岸道路の開通による土地利用の変化や事業用地などへの乱開発が心配されます。
- 町営住宅が老朽化しています。
- 給水人口の減少や節水意識の高揚により、水道使用量が伸び悩む中、老朽化による施設の更新や整備が必要です。
- 生活雑排水による水路の汚濁が問題となっています。

《めざすべき方向》

- 人口減少を現実として受け入れ、町として持続していけるよう、急激な人口減少を抑制する各種取組の実践
- 少子化対策・子育て支援などと組み合わせた定住の促進
- 計画的な土地利用の推進
- 住宅対策の充実
- 公共施設の再配置によるコンパクトシティ化
- 安全で安心な水道水の安定供給
- 下水道などの整備

《主な取組》

- 1 転入者の増加・転出者の減少のための取組【企画財政課ほか】
- 2 結婚推進対策の実施【企画財政課】
- 3 増加している空き家に対する防犯・防災・環境面からの管理対策の実施と有効活用の取組【総務課、企画財政課、生活環境課】
- 4 国土利用計画策定及び都市計画の策定による無秩序な開発の規制、住宅用地などの確保及びコンパクトなまちづくりの推進【企画財政課、建設課】
- 5 地籍調査の成果を用いた地図情報の利活用による行政事務の効率化【建設課、総務課】
- 6 町営住宅の計画的な維持管理による長寿命化【建設課】
- 7 老朽化した町営住宅の建替えによる住宅の確保【建設課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

第5節 人権の尊重と男女共同参画の推進

《現況と課題》

- 町民一人ひとりが、地域社会を構成する一員として、お互いの人権を尊重し合い、守り合うことが必要です。
- 同和問題、性別、子ども、高齢者や障がいのある人などに関する人権問題があります。
- 地域のなかで様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人々の存在を認識することが求められています。
- 職場、家庭、地域において、男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが求められています。

《めざすべき方向》

- 人権・同和教育啓発活動の推進
- 男女共同参画社会の推進

《主な取組》

- 1 人権啓発活動の推進【総務課、生涯学習課】
- 2 学校、企業団体などでの人権・同和教育の推進【総務課、学校教育課、生涯学習課】
- 3 第2次白石町男女共同参画プランの推進【企画財政課】
- 4 女性活躍の推進【企画財政課ほか】
- 5 役場管理職員への積極的な女性の登用【総務課】
- 6 配偶者、子ども、障がい者、高齢者などの虐待被害者支援と相談体制の充実【企画財政課、保健福祉課、長寿社会課、学校教育課】

- 3 農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化【産業課、農業委員会】
- 4 「人・農地プラン」の見直し【産業課】
- 5 農業再生協議会等による農業支援体制の強化【産業課】
- 6 新規就農者の育成・確保（目標：新規就農者・年間25名）【産業課】
- 7 農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保・保全【産業課、農業委員会】
- 8 遊休農地の発生防止と解消【産業課、農業委員会】
- 9 効率的な農業生産技術の導入や作付の集団化【産業課】
- 10 米、麦、大豆をはじめ野菜、花き、畜産など各作物の高品質化とブランド化【産業課】
- 11 新たな特産品の開発【産業課】
- 12 有害鳥獣対策の拡充【産業課】
- 13 中山間地域での農業生産活動への支援【産業課】
- 14 土地改良施設、農道の整備【農村整備課】
- 15 農業用水の安定確保【農村整備課】
- 16 白石町森林整備計画に基づく森林資源の保全【農村整備課】
- 17 林道などの生産基盤の整備【農村整備課】
- 18 有明海の代表的な海産物である海苔の品質向上【農村整備課】
- 19 水産物の稚魚や稚貝の放流【農村整備課】
- 20 新たな海産物栽培技術導入【農村整備課】
- 21 水産資源の回復・拡大と経営基盤の強化【農村整備課】
- 22 特定漁港漁場整備計画に基づく、漁港や水産関連施設の整備【農村整備課】

序
論基本
計画第
一
章第
二
章第
三
章第
四
章第
五
章第
六
章

第5章 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】

第2節 環境にやさしいまちづくり

《現況と課題》

- 本町の杵島山から有明海までの変化に富んだ地形や平地に広がる農地など豊かな水と緑あふれる自然環境は、人々の暮らしはもちろん、農業や漁業などに密接な役割を果たしています。
- 地球温暖化や廃棄物の増加などの様々な環境問題が今後さらに深刻さを増すことが予想されます。
- 生活環境に配慮した事業活動や町民一体となった環境美化活動の推進や日常生活での取組などが今後一層必要となってきます。
- 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などについても、その解消に向けた取組体制が必要となっています。

《めざすべき方向》

- 町民、事業者や行政による環境保全活動の推進
- 地球温暖化防止対策の計画的な推進
- 地域水環境の保全
- 3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）型ライフスタイルの構築と循環型社会形成の推進
- 環境教育や環境保全に関する啓発活動の推進
- 環境ボランティアの育成・支援

《主な取組》

- 1 町民や事業所に対する環境保全意識の啓発【生活環境課】
- 2 地球温暖化対策のための緑のカーテン事業などの環境保全活動の実践【生活環境課】
- 3 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などに対する関係機関との連携による監視・指導の推進【生活環境課】
- 4 河川などの水質検査と監視の実施（目標：水質検査適合率・平成25年度67%→平成32年度75%）【生活環境課】
- 5 生活排水処理基本計画に基づく、水質浄化意識の啓発【生活環境課】
- 6 一般廃棄物処理基本計画に基づく、事業の実施【生活環境課】
 - (1) 計画的な分別収集
 - (2) 廃棄物の減量化
 - (3) リサイクルなどの適正処理の推進による循環型社会の形成
 - (4) 集積場などの施設整備